

秋田公立美術大学大学院履修規程

平成29年4月1日

規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田公立美術大学大学院学則（平成29年公立大学法人秋田公立美術大学規程第5号。以下「大学院学則」という。）第18条第3項の規定に基づき、秋田公立美術大学大学院（以下「本学大学院」という。）の授業科目の種類、配当年次、履修方法、学生が修得すべき単位数等に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業科目等)

第2条 修士課程で開講する授業科目の科目区分、名称、単位数、配当年次および修得すべき単位数は、別表1のとおりとする。

2 博士課程で開講する授業科目の科目区分、名称、単位数、配当年次および修得すべき単位数は、別表2のとおりとする。

(履修登録)

第3条 学生は、履修しようとする授業科目について、学期ごとに授業科目の登録（以下「履修登録」という。）を行わなければならない。

2 履修登録は、指定の履修登録の期間内に履修登録票を事務局に提出することにより行うものとする。

3 前項の規定により行った履修登録は、指定の履修登録の変更期間内に限り変更し、又は取り消すことができる。

(履修制限)

第4条 学生は、次に該当する授業科目は、履修することができない。ただし、学長が特に必要があると認める場合は、この限りではない。

- (1) 履修登録をしていない授業科目
- (2) 授業時間が重複する授業科目
- (3) 在学している年次よりも上級の年次に配当されている授業科目
- (4) 既に単位を修得した授業科目

2 学長は、次の各号のいずれかに該当するときは、履修登録において必要な制限を設けることができる。

(1) 本学の教育目的および教育課程編成の趣旨を実現するため、特定の学生に対し授業科目を指定することが必要であると認められるとき。

(2) 特定の授業科目に履修希望者が集中するおそれのあるとき。

(再履修)

第5条 学生は、単位の修得が認められなかった授業科目について、再履修をすることができる。

2 前項の場合において、当該科目の成績の評価は、再履修時の評価をもって充てる。

(試験)

第6条 定期試験は、授業科目を担当する教員（以下「担当教員」という。）が、その授業の開講期間の末に期日を定めて行う。ただし、担当教員が必要と認めるときは、随時に試験を行うことができる。

2 前項の規定による試験は、筆記、レポート提出、作品提出等の方法により行う。

(成績評価)

第7条 授業科目の成績の評価（以下「成績評価」という。）は、各担当教員が試験の成績、平常の成績、出欠状況等を総合して評点を付することにより行うものとする。

2 成績評価は、次の表に掲げる基準により決定し、秀、優、良および可を合格として所定の単位を与えるものとする。

評価	評点区分	判定
秀	100点～90点	合格
優	89点～80点	
良	79点～70点	
可	69点～60点	
不可	60点未満	不合格

3 前2項の規定にかかわらず、学長が特に必要があると認める授業科目

においては、評点を付さずに、合又は否をもって成績評価を行い、合を合格として所定の単位を与えることができる。

(綜合成績評価)

第8条 成績評価に対し、次の表のとおり評価点(以下「G P」という。)を設定し、履修した授業科目の評価点の平均(以下「G P A」という。)を算出することにより綜合成績評価を行うものとする。

評価	G P
秀	4.00
優	3.00
良	2.00
可	1.00
不可	0.00

2 G P Aは、学期ごとに算出する学期G P Aと在学中の各学期を通算して算出する通算G P Aとに区分し、それぞれ次の計算式により算出する。この場合において、小数点第3位以下は切り捨てるものとする。

$$\frac{\text{(履修登録をした授業科目の単位数} \times \text{当該授業科目のG P) の総和}}{\text{(履修登録をした授業科目の単位数) の総和}}$$

3 次の各号のいずれかに該当する授業科目は、G P Aの計算に含めない。

- (1) 合又は否によって評価する授業科目
- (2) 大学院学則第24条および第25条に定める他の大学院で修得した単位認定科目
- (3) 大学院学則第26条に定める本学への入学前に修得した単位認定科目(追試験)

第9条 病気その他の別に定める理由により定期試験を受験することができなかった学生に対しては、本人の願い出により追試験を行うことができる。

2 前項の規定により追試験を受験しようとする学生は、当該定期試験の

あった日の翌日から起算して1週間以内に別に定める追試験願を担当教員に提出しなければならない。この場合において、担当教員が必要と認めるときは、医師の診断書その他の必要な証明書類を提出しなければならない。

3 追試験の実施日時、試験方法等は、担当教員が別に定める。

(再試験)

第10条 定期試験の結果、授業科目の成績が不合格となった学生が再試験を願い出、担当教員がその必要があると認めるときは、1回に限り再試験を行うことができる。

2 前項の場合において、再試験を受験しようとする学生は、担当教員が指定する期日までに所定の再試験願を当該担当教員に提出しなければならない。

3 再試験の実施日時、試験方法等は、担当教員が別に定める。

4 第7条第2項の規定に関わらず、再試験に基づく成績評価は、60点以上の評点を可とし、60点未満の評点を不可とする。

(不正行為)

第11条 試験において不正行為を行った学生については、当該不正行為のあった学期に履修した全ての授業科目の評価を不可とする。

(修了要件)

第12条 修士課程を修了するためには、別表1に定めるところにより、全ての必修科目を含み30単位以上を修得しなければならない。

2 博士課程を修了するためには、別表2に定めるところにより、全ての必修科目を含み17単位以上を修得しなければならない。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修方法等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日規程第16号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規程第18号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。